

八代市立千丁小学校
「いじめ防止基本方針」

令和3年9月

【目 次】

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	2
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
（1）いじめの防止	2
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめへの対処	4
（4）家庭や地域との連携	4
（5）児童会との連携について	5
（6）関係機関との連携	5
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1 本校におけるいじめの防止等のための取組	6
（1）学校いじめ対策組織	6
（2）いじめの未然防止のための取組	7
（3）いじめの早期発見のための取組	8
（4）いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画	8
2 学校におけるいじめへの対処	11
（1）いじめについての事実確認	11
（2）いじめられている子どもへの対応	11
（3）いじめの解消	12
（4）いじめ問題対処の流れ	13
（4）いじめの防止等への取組の評価について	14
III 重大事態への対処	15
1 重大事態の報告、調査、対処	15
（1）重大事態の意味	15
（2）重大事態の報告及び調査主体	15
（3）調査結果の提供及び報告	17
（4）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17
IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	18
1 基本方針の見直しの検討	18
2 基本方針策定状況の確認と公表	18

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

八代市立千丁小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行うものである。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童自らが十分に理解できるよう、その資質・能力を育まなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うべきものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法」第2条より

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意することとする。

- ・いじめられた児童の立場に立って見極める。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指す。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も想定しておきたい。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供することとする。

- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - (オ) 金品をたかられる
 - (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることとする。

3 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもありえるのである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければならない。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を築きあげる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるのが大切である。また、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となり、継続的な取組や実践が重要となる。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等）がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められている。

このため、教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが重要となる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持

ち)等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要となる。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることも大切になる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要となる。

さらに、いじめを防止するために、いじめ問題への取組の重要性についての認識を千丁町全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための啓発を推進するとともに、お互いに情報を交換できる環境を整えることが大切である。

(2) いじめの早期発見

「いじめは早期発見、早期対応が大切である」という意識の下、教職員をはじめ、児童に関わる全ての大人が連携し、児童の些細な変化や行動に気づき、即対応していくことが大切である。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが求められている。

いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、からかいや遊び、ふざけ合いを装い行われたりすることが多いことを再認識し、いじめではないかと疑いを持ち、児童が発するサインを見逃すことがないように気をつけ、早いうちからの確に関わりを持ち、いじめの認知をすることが必要である。わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが大切である。児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が必要になる。

また、学校として、定期的にアンケート調査をしたり教育相談を行ったり、電話相談窓口の周知等により、児童や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えると共に、地域、家庭と連携して児童を見守っていくことが大切である。具体的には、特に以下のような取組を充実させていく。

○日々の観察として、教職員が学級遊び等児童と共に過ごす機会を積極的に設けるように努め、学級担任・専科担当者・養護教諭・事務職員・支援員等の連携を密にし、いじめの早期発見をめざす。

・休み時間や昼休み、放課後に子どもの様子を出し合うことで、児童がいる所には職員がいることをめざす。

・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用やいじめ相談の窓口の周知徹底し、相談しやすい環境に努める。

○日常の観察の視点として、児童と自然にしかも優しく接し、発達段階を考慮した対応に心がける。担任を中心として、職員も児童が形成するグループや、その人間関係の把握に努める。

○教育相談(カウンセリング)を行うにあたり、定期的にいじめに関するアンケートも含め、質問による記述を通して、問題把握とカウンセリングを行う。そのためにも、気軽に声をかけ合う等して担任は勿論のこと、教職員と児童の信頼関係を築き合うように努める。

○日頃から学校からの情報を提供し、アンテナを高くしつつ保護者や地域住民

からの情報も得るように努め、迅速な対応や見届けを行う。また、本県で行われる「心のアンケート」からいじめ等を見つけ、早期対応に努める。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校として直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童や周囲の児童に対しては、事実や事情を詳細に確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。また、個々の事案に応じて家庭や教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案に応じては早期に関係機関等との連携して対応を行う。

そのために、教職員は日頃より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、校内研修等を通じて理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応がスムーズに機能するような体制を前もって整備しておくことが大切である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要になる。さらに、全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていくことが求められる。具体的には、特に以下のような取組を充実させていく。

- 正確な実態把握のために、当事者双方や周りの子どもから個々に聞き取りをし、記録する。関係教職員との情報を共有し、事案について正確に把握する。
- 指導体制や方針決定については、教職員全員の共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をきちんとする。定期的にいじめ等対策委員会を開き、情報の共有に努め、いじめに対する早期対応を検討する。また、教育委員会や関係機関との連絡調整を行う。
- 子どもへの指導・支援については、いじめられた子どもの保護、心配や不安等を取り除くために専門のスクールカウンセラーを要請する。いじめた子どもに対しては、相手の苦しみや傷みに思いを寄せる指導を十分行うようにするとともに「いじめは決して許される行為ではない」ことを指導し、人権意識を持たせるようにする。
- 保護者との連携では、直接会い、事実関係やいじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。さらに、保護者の協力を求め、学校との指導及び連携について協議する。
- 今後の対応については、継続的な指導・支援をしながらスクールカウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。また、学級では誰もが大切にされる学級経営を行う。
- 相談体制の充実のために、学校だけで解決できない事案に対して、専門機関や相談窓口を活用する。
- 学校として、特に校内研修の充実を図るため、子ども理解の研修や指導・支援の在り方等計画的に行うようにする。

(4) 家庭や地域との連携

いじめ問題の重要性について、保護者は勿論のこと地域住民にも認識を広め、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

児童は、学校のみならず家庭や地域で生活をしているため、学校関係者や地

域、家庭との連携を深めて見守り、健やかに育てることが大事である。その中で特に、保護者は児童の教育について第一義的責任を負い、規範意識を養うための指導をしなければならないという重要な役割を担っているが、より適切な指導を行うためには地域を含めた連携を深める必要があるので、PTAや千丁町の町づくり協議会をはじめとした関係団体等と学校が共通理解及び連携・協働しながら、いじめの問題に取り組むことが重要視される。

そのためにも学校として、

(ア) 千丁小学校ホームページ、学校便りや学級便り等を通して啓発する。

(イ) PTA役員会やPTA総会、コミュニティ・スクール等を活用して基本計画や取組の説明を行う。

(ウ) PTA講演会の実施等行う。その他に、学校に協力していただいているボランティアの方々や団体への呼びかけ及び協力も必要となってくる。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認することとする。「コミュニティ・スクール」においても、いじめ防止について情報提供や意見聴取を行い、よりよい連携を図っていく。

(5) 児童会との連携について

まずは児童が楽しく登校し、学校生活が楽しくなるために、児童会活動が活発になるように工夫しなければならない。そのためには担当教職員の指導・支援の下、児童会運営委員が中心となり代表委員会が計画的に行われることや委員会活動がやりがいのある意欲的な活動にならなければならない。児童の主体性が発揮されるよう、よりよいアイデアを生かした行動への転換を図る。例えば、集会や行事等実施後に感想や意見を出し合うようにしたり、委員会活動の充実やボランティア活動（挨拶運動、清掃活動等）の推進を図ったりする等が考えられる。

さらに、いじめの問題の関しては、「いじめを許さないいぐさっ子」を作成し、提案及び啓発活動を行うようにしたり、よりよい人間関係を築くために、縦割り班活動の活用・充実やコミュニケーション活動を取り入れた工夫等計画・実践したりする。児童が自分を大切にだけでなく、相手の人も大切にしようとする心や態度を育てるようにしなければならない。

(6) 関係機関との連携

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、学校や市教育委員会と関係機関の担当者との連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることとする。

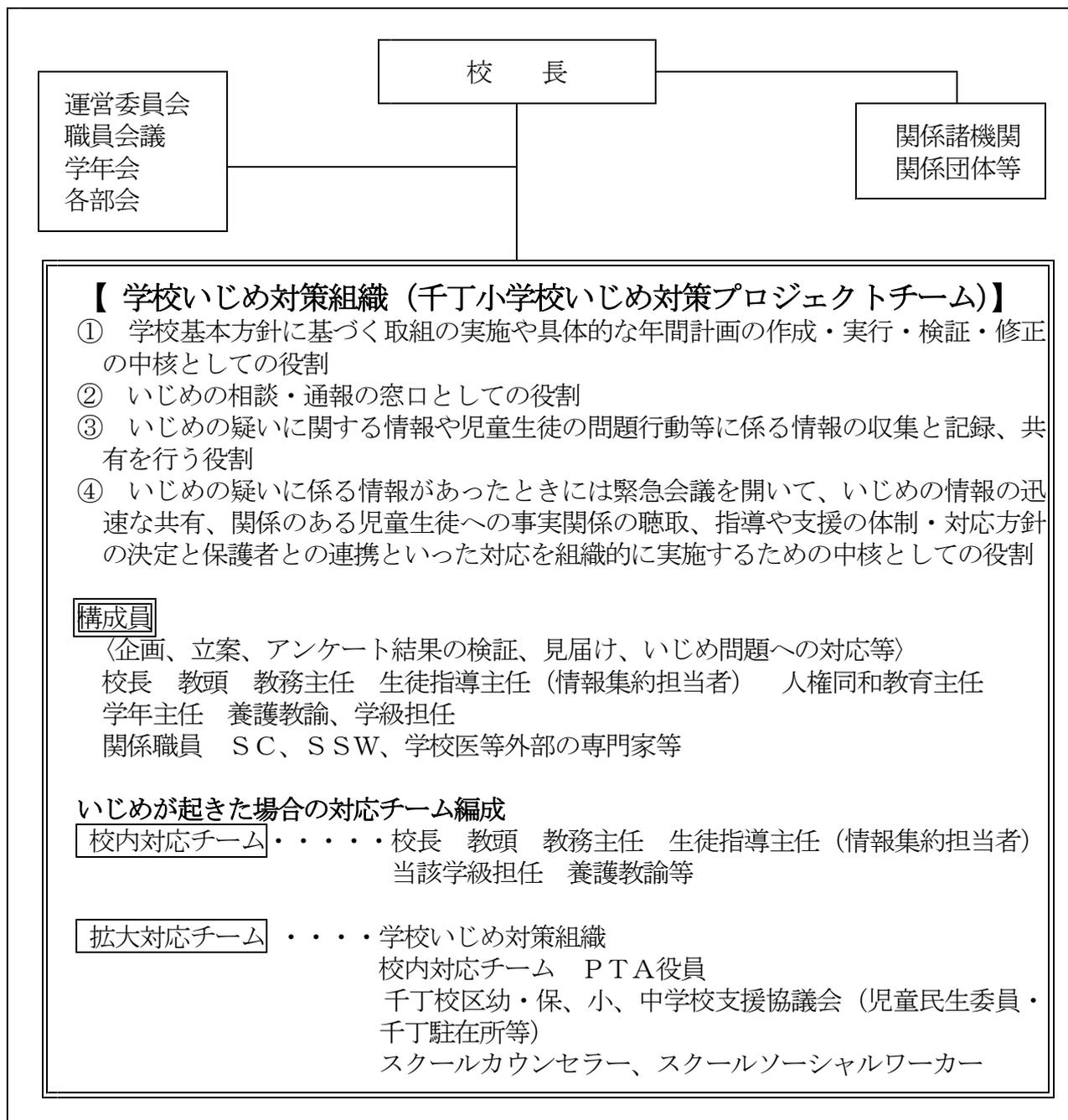
さらに、いじめの問題への対応について、いじめを続ける児童に対して、必要な教育的指導を行っているにも拘わらず、その指導がより十分な効果を上げることが困難な場合などには、専門機関（警察、児童相談所、医療、福祉関係）との適切な連携を図る。日頃から千丁駐在所や児童民生員との密な連携を図っておく。

II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) 学校いじめ対策組織（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等の参加を得ることなどにより、「学校いじめ対策組織」を設置する。



以下、「学校いじめ対策組織」の基本的役割は、次のとおりである。

ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口として

の役割

- (イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- (イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

校内研修のテーマを下に、特別支援教育の視点を取り入れ、全ての児童が授業の流れが分かり、安心して授業に臨めるような工夫をする授業の展開に努める。また、言語活動については、自分で考え、人を通して話し合い活動をしつつ互いに学び合い、発表し合う場を常に考えてお互いの繋がり合い、絆づくりに努める。理解が遅い児童に対しては、時間の工夫等を考えた取組を推進し、基礎・基本の定着を図り学力向上をめざす。

* 研究主任や人権教育担当者、特別支援教育担当者が授業研時等に定期的に評価する。

イ 道徳教育の充実

年間計画に基づき、教師と児童の人間関係（教師と児童が共に語り合うことのできる場の設定）、児童相互の人間関係（児童一人一人が互いに認め合い、励まし合い、学び合う場と機会の設定）、環境の整備（道徳性を養うという視点での教室設営等）、豊かな体験の充実に努める中で、行動や態度に変容が見られるよう指導・支援を行っていく。

* 教務主任や道徳担当者が学期毎に確認・評価する。

ウ 児童会活動の充実

学校教育の基本方針に則り、運営員一人一人にリーダーとして、楽しい学校・学級づくりにするためにはどうすればよいのか考えさせ、代表委員会を通して提案し、行動するように努める。そのために担当職員と情報を共有し、いじめの未然防止の視点からも活動が充実していく工夫を行う。

* 児童会担当者が学期毎に評価する。

エ 小中一貫・連携教育の取組

小中連絡会の定例会を図り、3部会がそれぞれ年間計画を作成及び活動し、年2回程振り返りを行う。いじめ等の事案が発生した場合、対応を迅速にし、校内のやりとりから校長間でデータの共有を図る。

オ 体験活動の充実

豊かな体験の積み重ねを通して児童の道徳性を涵養するために、各学年の総合的な学習の時間や特別活動の計画の点検及び作成する。体験活動の事前学習やめあて、まとめ等を行い、必ず振り返りをしながらなかまづくりや一人一人の学習意欲を促すように役立てていく。

* 各学年主任による学期毎の評価を行う。

カ 校内研修の取組

研究主任が中心となり、授業分析により、わかる授業の推進を図り、児童に達成感や成就感を持たせるようにする。講師招聘や全員研究授業による実証及び確認を行っていく。

キ 生徒指導充実月間の取組

生活委員会でいじめの防止や生活の仕方に必要なマナー、ルールの大切さについて提案し、チェックする等して生活委員の活動が活発になるよう生徒指導担当者が指導・支援する。

ク 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの活用

道徳担当者を中心として、四月当初、年度内の指導プログラムを点検や見直しをし、実践化を図る。年度末に成果や課題を出し合い、次年度へ向けた取組へ繋ぐ。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

原則、月に1回アンケートを実施し、学級や全校の実態を知り、生徒指導委員会を開催する中で、対応や対策を検討していく。

イ 校内相談窓口の設定と周知

生徒指導担当者を核として担任との連携を図る。年度当初に相談はいつでも受け付けることを児童及び保護者に知らせておく。校内に相談箱を設置し、実態把握に努め、早期対応に努める。

ウ 電話相談窓口等の周知

児童及び保護者にいじめの問題について、相談窓口の紹介を集会活動や学校ホームページ、学校便り、学級通信等で知らせる。

エ 特別支援教育の視点から

交流学級や他学級との交流に努め、話しかけたり、自ら話したりするようにし、発達段階に応じてよりよい対人関係を築き上げるように指導・支援する。

オ 日々の観察

担任は児童について日々の行動を観察しながら、家庭からの連絡帳にも目を通すようにする。その他、養護教諭や専科担当教諭、特別支援職員等も児童一人一人に声かけを行い、何か気づいたことがあれば情報提供し、まず担任が対応する。もし問題点があれば組織として生徒指導委員会を中心に考え、対応する。すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画 (○内の数字は学年)

●は学級や児童会での活動 ◎は職員研修等 ○はPTA等保護者との連携 *はアンケート

	学校行事	具体的な取組
4月	始業式、入学式 学級開き お見知り遠足	●学級開き 全学級でいじめを許されないことだということを伝える。 ●道徳科における授業実践 なにかお手つだいできることはありますか?④ 「ありがとう」の言葉④ 友の命⑤ あの子があぶない⑥ ●学年初めのあいさつ運動 笑顔で名前を呼んであいさつを続ける。 ◎千丁小学校「いじめ防止基本方針」、「早期発見・事案対処マニュアル」、「学校いじめ防止プログラム」について ◎学校いじめ対策組織(千丁小学校いじめ対策プロジェクトチーム)の設置及び確認 ◎子どもを見つめる会(児童理解)の実施 毎月定例

		<p>すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。</p> <p>○家庭訪問における情報交換</p> <p>*家庭訪問前の事前アンケート</p>
5月	授業参観 (学級懇談会) PTA総会	<p>●道徳科・特別活動における授業実践</p> <p>いっしょにしよう① わたしものれるようになりたい② ぼくのへんしん④</p> <p>みんなでつくるかなさんの体育⑤ わたしの気持ちがわかりますか⑥</p> <p>私の四面鏡⑤ エコグラム⑥</p> <p>◎ストレス対処教育の推進について</p> <p>◎特別支援教育研修</p> <p>◎第1回いじめ不登校対策委員会の実施</p> <p>必要に応じて実施。すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。</p> <p>○PTA総会・学級懇談会</p> <p>くまもと携帯スマートフォンの利用5ヶ条 くまもと家庭教育支援条例</p> <p>*実態調査</p> <p>新しい学年になって思うこと (アンケート)。GW後に実施。</p>
6月	心のきずなを 深める月間	<p>●特別活動・道徳科・総合的な学習の時間の授業実践</p> <p>笑顔のための約束をふりかえろう (全学年)</p> <p>森のともだち② 清作のお手伝い③ とべないホテル④</p> <p>千丁町の福祉施設を調べよう④ 二者択一⑤ 他己紹介⑥</p> <p>●児童会テーマ決定に向けての取組</p> <p>児童の思いを生かし、代表委員会で児童会テーマを決定する。</p> <p>●児童集会 校長講話</p> <p>互いを大切に思う心、みんなでつくる温かい学校等に係る校長講話</p> <p>◎人権レポート研修会の実施</p> <p>すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。</p> <p>*先生あのおねアンケートの実施及び教育相談</p> <p>先生あのおねアンケートの実施。すべての児童と担任が話す場を設ける。</p>
7月	平和学習・集会 授業参観 (学級懇談会) 1学期終業式	<p>●平和学習・保健体育科・特別活動・総合的な学習の時間の授業実践</p> <p>かわいそうなぞう①② いのちのまつり③ 青い目の人形⑤ 白旗の少女⑥</p> <p>SOSの出し方について⑤⑥ お年寄りの方々と交流しよう④</p> <p>●児童集会 1学期の振り返り</p> <p>◎学校いじめ防止プログラムの振り返りと見直し</p> <p>すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。</p> <p>*学級力アンケートの実施</p> <p>自分たちの生活や友だちとのつながりを振り返る。</p>
8月	2学期始業式	<p>●道徳科・特別活動・総合的な学習の時間の授業実践</p> <p>はじめての運動会① みんなといっしょ① りゅうへいくんとなかまたち②</p>
9月	子どもを見つめ る旬間 運動会	<p>キツネおどり③ わたしが見つけた小さな幸せ④</p> <p>水俣からのメッセージ⑤ あの車いす④ ストレスへの対処⑤⑥</p> <p>◎ゲートキーパー養成研修参加と復講</p> <p>*先生あのおねアンケートの実施及び教育相談</p> <p>先生あのおねアンケートの実施。すべての児童と担任が話す場を設ける。</p> <p>すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。</p>
10月	集団宿泊 (5 年) 社会科見学 (3・4 年) Eブロック授業研	<p>●道徳科の授業実践</p> <p>二わのことり① 友だちのよいところ探しをしよう②</p> <p>なかよしだから③ クレヨンはぬすんだんじゃねえ④</p> <p>スイミー作戦、ガンジー作戦⑤ おばあちゃんのさがしもの⑥</p> <p>◎学校いじめ対策組織 (千丁小学校いじめ対策プロジェクトチーム) による活動の振り返り</p>

	学習発表会	<p>児童をすべての職員で大切に見ていく。</p> <p>*学級力アンケートの実施 自分たちの生活や友だちとのつながりを振り返る。</p>
11月	授業参観(学級懇談会)	<p>●道徳科・特別活動の授業実践 こころはっば① おとうさんのしごと② わたしだって③ わたしはバイキンなんかじゃない④ 伝えたいだひとつのこと⑤ 手紙をくれたあなたたちへ⑥ 修学旅行に向けての平和学習⑥ さわやかな自己主張～上手な断り方⑤ 月からの脱出⑥</p> <p>○学級懇談会 児童の様子についての共通理科 教育相談</p> <p>◎学級力アンケートの分析と共通理解及び取組の見直し</p> <p>*学級力アンケートの実施 自分たちの生活と友だちとのつながりを振り返る。</p>
12月	修学旅行(6年)人権学習・集会 2学期終業式	<p>●特別活動・道徳科の授業実践 ふわふわ言葉でいっぱい千丁小にしよう(全学年) はしのうえのおおかみ① ぼくのランドセル② みんなで考えたこと③④ 人権集会に向けて⑤⑥</p> <p>●「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」への参加と振り返り及び児童集会における発表</p> <p>◎こころのアンケートの結果について 特に配慮を要する児童について職員同士の共通理解を深め手立てを講じる</p> <p>◎いじめ不登校対策委員会の実施 すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。</p> <p>*こころのアンケートの実施 児童と担任が話す場を設ける。</p> <p>*県学力調査・学習状況調査 特に配慮を要する児童を抽出する機会とする</p>
1月	3学期始業式	<p>●道徳科・特別活動の授業実践 ぼくの花さいたけど① 清掃の仕事④ ストレスマネジメント⑤ アンガーマネジメント⑥</p> <p>◎こころのアンケート結果の分析及び共通理解と対策</p> <p>◎県学力・学習状況調査結果の分析及び共通理解と対策</p> <p>◎いじめ不登校対策委員会の実施</p> <p>*先生あのおねアンケートの実施及び教育相談 学級力アンケートの実施。すべての児童と担任が話す場を設ける。</p>
2月	性教育授業月間	<p>●性教育の授業実践 たいせつなからだ① ぼくわたしのたんじょう② おひさまの心で③ 育ちゆく体とわたし④ 生命誕生⑤ エイズと共生⑥</p> <p>◎学級力アンケートの分析と1年間の総括</p> <p>○P T A総会 1年間の総括 児童の成長と課題について</p> <p>*学級力アンケートによる1年間の総括 自分たちの生活や友だちとのつながりを振り返る。</p>
3月	お別れ遠足 卒業式 修了式	<p>●学級活動・道徳科の授業実践 1年間をふり返ろう(全学年) かつぱわくわく② くずれおちたダンボール箱⑤ 「どうぞ」のひとつ⑥</p> <p>●児童集会 1年間をふり返ろう</p> <p>◎学校いじめ対策組織による会議 1年間の総括。千丁小学校「いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止プログラ</p>

	ム)、「早期発見・事案対処マニュアル」の見直し等 ◎いじめ不登校対策委員会の実施 すべての児童をすべての職員で大切に見ていく。 *実態調査（1年間のまとめ） 1年間を振り返って、自分の成長（アンケート）。
--	--

2 学校におけるいじめへの対処

(1) いじめについての事実確認

学級の児童に対しては担任を中心に正確な情報を得る。事実確認する場合は、いじめられた児童の気持ちを重視し、一人で判断せずいろいろな情報を収集する。また、聞き取りは最後まで傾聴する。注意することとして、いじめをしていないのに叱られたという不満を残さないように言葉や態度に気をつける。

(2) いじめられている子どもへの対応

基本的に、子どもが安心して相談できる場を確保することや訴えを真剣にしかも誠実に、共感的に受け止めるようにする。また、徹底して児童を守る姿勢を示すこと。場合によってはスクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行うようにする。

ア いじめられた児童からの聴き取りができる場合

いじめられた児童からしっかり聴き取るようにし、さらに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査行うことも出てくる。このような場合、いじめられた児童や情報提供を行った児童を確実に守ることを最優先した調査が必要となる。質問に対する事案が明らかとなったため、被害児童の学校復帰が阻害されないように努める。

調査結果が出て、事実確認をすると共に、いじめた児童への指導を行い、いじめる行為を止めさせるようにする。一方、いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的ケアを行い、学校復帰の支援や学習支援等を行うことが大切である。

イ いじめられた児童からの聴き取りが困難である場合

いじめられた児童の聴き取りが困難の場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分聴取し、迅速に調査の方法等協議し合い、着手することが大事である。調査の方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等考えられる。

ウ いじめている子どもへの対応

仲間外しやからかい、いじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害者や加害者にもなり得る。しかし、何度も繰り返しいじめられたり多くの子どもから集中的行われたりした場合は、生命または身体に重大な危険を生じる可能性があるものとして対応する。また、いじめを見て見ぬふりをすることや観衆としていじめをはやし立て、おもしろがる行為も絶対許されないことであることとして指導する。

エ 周囲の子どもへの対応

重大事案が発生した場合は、関係のあった児童が深く傷つき、全校児童や保護者、地域にも不安や動揺が出てきたり、事実に伴わない風評が広がったりする場合もあり得る。学校として、児童や保護者のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めると共に、一過した情報発信や個人のプライバシーへの配慮に留意する。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携してその後の対応が適切に行えるように継続的助言を行い、保護者の協力を求めるようする。

そのために、家庭訪問した時、いじめを受けた児童の状況を正確に伝え、今後の指導の方向性や解決の見通しを伝える。また、指導等についての経過報告を継続して行う。

カ いじめた生徒の保護者への対応

学校で面談を行い、いじめの事実や事実関係等について冷静に伝える。「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の理解を得られるようにする。また、いじめられた子どもや保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。

ク 保護者全体への対応

児童を見守り、健やかな成長を促すためには学校のみならず、家庭や地域との連携も必要であることや保護者は児童の教育について第一義的責任を負うものであることやいじめを許さないという規範意識を養うためにはどうしても学校や家庭、地域が一体となって指導・啓発していく必要があることを伝えていかなければならない。また、学校としては子ども達の人権やプライバシーに配慮しながら、子ども達を温かく見つめていくことをお願いしていく。

(3) いじめ解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件ア及びイが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないよう留意する。
- ②いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ③行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

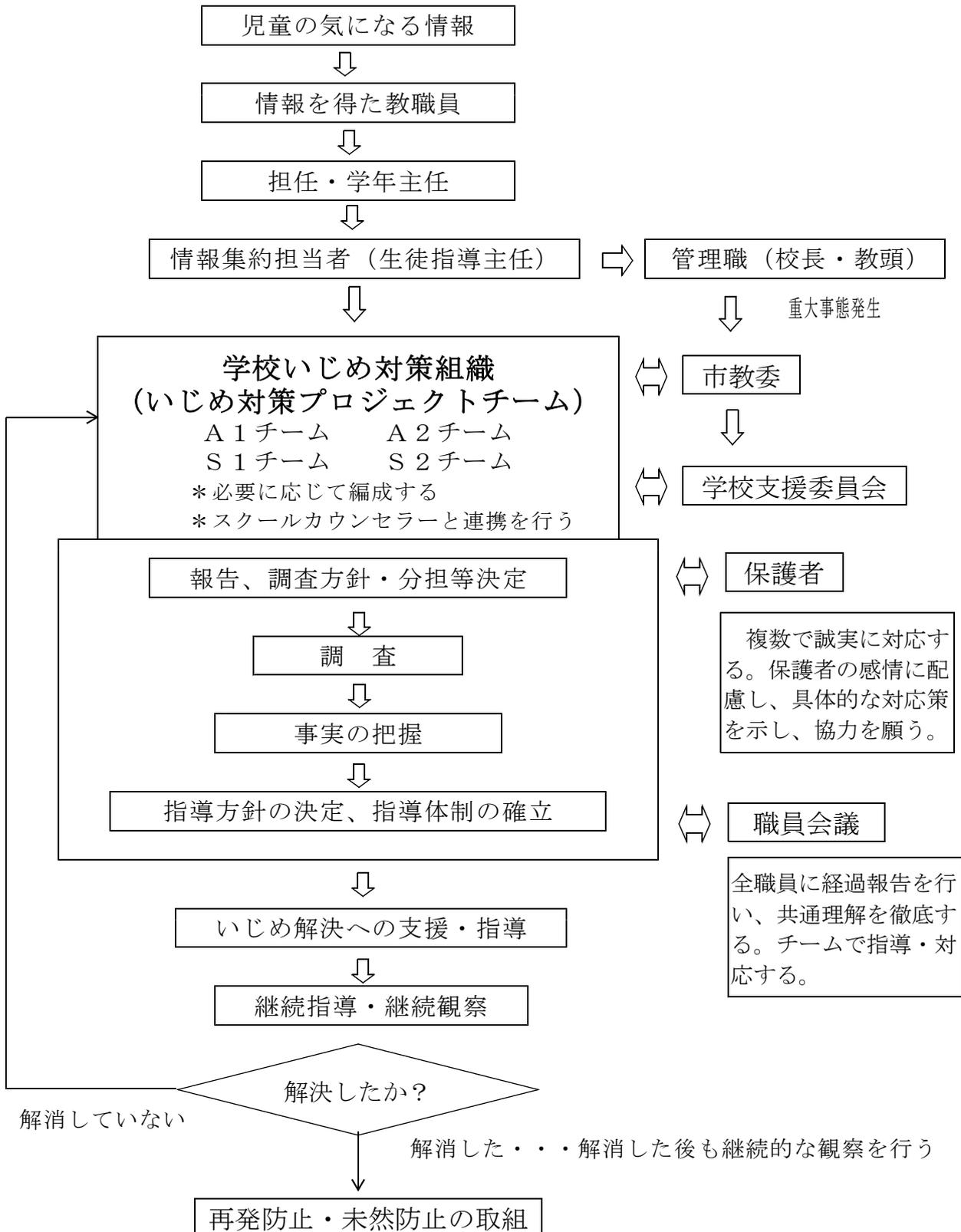
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の

様式を含む。)を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。

(4) いじめ問題対処の流れ



(4) いじめの防止等への取組の評価について

学期末の自己評価、保護者、児童・職員、学校評議員へのアンケートを比較し、その評価を分析し保護者へ公表すると共に、それを下にした学校評価委員会による学校評価で取組の評価を行う。

いじめによる児童の自殺が発生した場合は、偏りのない資料や情報を多く収集し、吟味し、客観的に分析した評価を行う。また、専門的な知識や経験を有する方々の援助を求めていくと共に、プライバシーにも配慮し、トラブルや不適切な対応がないように気をつけていきたい。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の報告、調査、対処

(1) 重大事態の意味

重大事態) 法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態となるいじめを受ける児童の状況に着目し、以下に例示する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
(ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もある。)
- 児童や保護者から申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになる。(図2)

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断する。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

ア 調査主体が市教育委員会の場合

八代市いじめ防止等対策委員会は、事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 調査主体が学校の場合

学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体とし、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- ①事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査(初期調査)を実施する。
- ②調査のための組織に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- ③いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- ④在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- ⑤特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ⑥保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説

明を行う。

- ⑦調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指すことである。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査を実施する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、当該児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要になる。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会からの積極的な指導・支援を受け、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

- ②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手します。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要になる。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに充分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

エ その他留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりをもつ児童が傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が

円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者へ情報を適切に提供する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会及び学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

得られたアンケート結果については、いじめられた児童及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

イ 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告を行う。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告することとする。

ウ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果により、いじめられた児童その保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対処マニュアル」を参考にしながら、重大事態に対処する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記(2)ーイの報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「八代市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において行う。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告することとする。

IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

市も、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ防止等対策委員会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講ずることとしている。

本校でも同様に、「学校いじめ対策組織（いじめ対策プロジェクトチーム）」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講ずる。

2 基本方針策定状況の確認と公表

市は、市及び各学校における基本方針の策定状況を公表する。本校では、学校ホームページで公表するとともに、PTA総会や学級懇談会等で説明を行うこととする。

【参考】

- スクールカウンセラー：学校で児童生徒、保護者、教職員に対し、心理相談を行う専門家。
- スクールソーシャルワーカー：子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設等、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。
- 学校支援委員会：学校だけでは解決が困難な事態になった場合、学校を支援する専門家のチーム。弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の他、教育委員会が必要と認める者がそのメンバーとする。
- 学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項による相談基準

【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】

- 被害児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案

【犯罪行為として取り扱うことを求めている事案】

- 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めている事案

【指導が困難ないじめ事案】

- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為と認められる事案
- その他、警察へ相談することが適当と思われる事案

- 出席停止：性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

（学校教育法第35条）この出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序維持の観点から設けられている。（文部科学省HPより）

- 生徒指導連絡協議会：八代管内小中特別支援学校児童生徒のため、関係機関と連絡協力を密にし、その健全育成と非行防止にあたることを目的とした協議会。

- 八代市学校いじめ対処マニュアル：八代市教育委員会が作成をしているいじめ問題に対処するためのマニュアル。いじめの防止、早期発見、早期対応から解消に至るまでの指導のポイント等について説明している。

- 法第22条の組織：いじめ防止対策推進法において、いじめの防止等を実効的に行うために各学校に設置が義務づけられている「学校いじめ対策組織」のこと。常設であること、可能な限り外部の専門家等を加えることとされている。